

事務連絡
令和2年11月13日

各都道府県教育委員会都道府県立学校担当課・市区町村立学校担当課 御中

文部科学省初等中等教育局教育課程課

学校保健特別対策事業費補助金（学校再開に伴う感染症対策・学習保障等に係る支援事業）の活用例及び学校への予算配分について

標記について、この度、学校再開に伴う感染症対策・学習保障等に係る支援事業（以下、「本事業」という。）を各学校の状況に応じ、最大限活用していただけるよう、全国連合小学校長会及び全日本中学校長会に御協力いただき、本事業の活用例を収集し、別添1のとおりまとめましたので送付します。本事業の活用に当たり参考としていただくとともに、所管の学校へ周知いただくようお願いいたします。

この活用例を収集する過程で、一部の校長より、「補助金が学校に配分されていない」といった声がありました。

本補助金は、感染症対策等を徹底しながら児童及び生徒の学習保障をするための新たな試みを実施するに当たり、校長の判断で迅速かつ柔軟に対応することができるよう、学校教育活動の再開を支援する経費を補助するものです。そのため、「学校再開に伴う感染症対策・学習保障等に係る支援事業実施要領」（以下、「実施要領」という。）（別添2）中「3.留意点」において、「校長の判断で迅速かつ柔軟に対応することができるよう、当該予算を学校に配分すること。」としております。本補助金を各学校に配分していない学校設置者におかれましては、実施要領に則った対応をとっていただくようお願いいたします。

さらに、スケールメリットを活かし複数校分の物品等を一括購入している学校設置者があると思いますが、「学校再開に伴う感染症対策・学習保障等に係る支援事業Q&A」（別添3）問3のとおり、一括購入する内容及び各校の配分額から差し引くことについて校長に対し説明を行い、合意を得ていただくよう改めてお願いします。

本件につきまして、所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対して周知いただくようお願いいたします。

本件担当

（感染症対策等への支援について）
初等中等教育局健康教育・食育課保健管理係
TEL：03-5253-4111（内線 2976）

（学習保障の取組への支援について）事業窓口
初等中等教育局教育課程課庶務・助成係
TEL：03-5253-4111（内線 2425）

学校保健特別対策事業費補助金 (学校再開に伴う感染症対策・学習保障等に係る支援事業) 活用例

この活用例は、全国連合小学校長会、全日本中学校長会に御協力いただき収集したものです。

主な用途

保健衛生用品 等の整備

- ・マスク、手指消毒用アルコール、自動手指消毒器、液体せっけん、非接触型体温計、フェイスシールド、シールド板、パーテーション、除菌シート、ペーパータオル、手袋、簡易ベッド・交換用シーツ（保健室とは別に新たに発熱者専用の部屋を設置）、蓋つきゴミ箱、オートクレーブ、汚物処理キット、アイソレーションガウン、トイレ除菌マット
- ・サーモグラフィー、サーマルカメラ、空気清浄器、体表面温度監視カメラシステム（来校者用）、洗濯機
- ・手洗い場の自動水栓化・レバー化
- ・トイレの消毒業務、カーテンクリーニング

3密の回避

- ・大型扇風機（体育館用）、扇風機（教室用）、サーキュレーター、大型スクリーン、給食用配膳台、カメラ・チューナー等放送機器（各教室のモニターをつないで全校集会を放映するため）
- ・網戸の設置

熱中症対策

- ・（体育大会等で使用する）屋外テント、冷却タオル、スポットクーラー、シャワーミスト、給食調理員用冷却ベスト

学びの保障

- ・自宅学習用学習ソフト、指導者用デジタル教科書、家庭学習配布用封筒・紙袋、無線中継器、スピーカー、ポータブルマイク・アンプ、スピーカー付きマイク、ボール・ラケット等体育用品（児童生徒・教員の接触機会の低減を図るため）、図書用抗菌フィルム、エアコン・電子黒板・プロジェクター・Webカメラ等動画作成・配信機器類（分散授業のため使用する空き教室用）
- ・休業中の生徒宅への教材配布用郵送費
- ・修学旅行・校外学習実施のためのバス借り上げ（3密を避けるために増台した分のみ）

参 考

○補助対象期間：令和2年4月1日～令和3年3月31日

○補助対象経費：学校における感染症対策を徹底しながら児童及び生徒の学習保障をするための新たな試みを実施するために必要となる経費（消耗品費、備品費（据付費含む）、通信運搬費、借損料、雑役務費）

学校再開に伴う感染症対策・学習保障等に係る支援事業実施要領

令和 2 年 6 月 1 9 日

総合教育政策局長・初等中等教育局長・高等教育局長決定

学校保健特別対策事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）の規定に基づき、学校再開に伴う感染症対策・学習保障等に係る支援事業（以下「本事業」という。）の実施について必要な事項を、本実施要領で定めるものとする。

1. 目的

各学校が段階的な学校再開に際して、感染症対策等を徹底しながら児童及び生徒の学習保障をするための新たな試みを実施するに当たり、校長の判断で迅速かつ柔軟に対応することができるよう、学校教育活動の再開を支援する経費を補助する。

2. 補助対象経費の範囲

補助対象経費については、以下の（1）から（4）に示す範囲とする。

（1）補助対象となる学校種

国公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び専修学校（高等課程）を対象とする。

（2）補助対象となる経費

本事業にかかる補助対象経費の取扱いについては、以下の通りとする。

①補助対象経費

消耗品費、備品費（据付費含む）、通信運搬費、借損料、雑役務費

②取組内容

本事業にかかる取組内容は下記のとおりとし、各地域における学校の様々な取組状況に応じて選択するものとする。なお、（ア）及び（イ）のいずれか、又は（ア）、（イ）両方を選択した場合でも、1校当たりの補助上限額は、下記（3）のとおりとする。

（ア）学校における感染症対策等支援

学校の教育活動再開等に際して、密閉・密集・密接を回避し、児童生徒・教職員等の感染症対策に必要な物品の購入等及び夏季休業期間短縮等に伴う熱中症対策等に係る経費を支援する。

（例示）

- ・ 消毒液や非接触型体温計等の保健衛生用品の追加的な購入経費
- ・ 校舎消毒等に必要経費
- ・ 集団で検温を実施する場合に必要なサーモグラフィー等の購入経費
- ・ 教室における3密対策として、換気に必要なサーキュレーター等の購入経費
- ・ 学校給食調理員等の冷却ベスト購入経費等、熱中症対策に必要な経費

（イ）子供たちの学習保障支援

児童生徒の学びの保障のため、感染症対策等を徹底しながら、感染の状況や児童生徒の状況に応じた学校での教育活動や家庭学習を実施する際に生じる経費を支援する。

（例示）

- ・ 家庭における効果的な学習のために用いる教材の購入等、児童生徒の学びのために必要な経費
- ・ 家庭等との連絡や、保護者等からの問い合わせ対応のため、臨時的な学校電話機の増設や公用携帯のレンタル等、学校における連絡体制の強化に必要な経費
- ・ 教室における3密対策として、空き教室等を活用して授業を実施する場合に必要な備品購入費

※ ただし、学校や児童生徒の状況に応じて教育活動を再開するに当たり、感染症対策等を徹底しながら児童生徒の学びの保障をするための取組として必要となる経費に限る。なお、人件費、謝金、光熱水費は補助対象経費とならないので留意すること。

(3) 1校当たりの補助上限額

1校当たりの補助上限額は以下のとおりとする。ただし、国立大学法人が実施する補助事業については、以下の表の額に2を乗じた額とする。

(単位：万円)

学校種			全国 (加算地域を除く)	加算地域
小学校 義務教育学校（前期課程）	児童数	1-300人	50	100
	児童数	301-500人	75	150
	児童数	501人以上	100	200
中学校 義務教育学校（後期課程） 中等教育学校（前期課程）	生徒数	1-300人	50	100
	生徒数	301-500人	75	150
	生徒数	501人以上	100	200
高等学校 中等教育学校（後期課程） 専修学校（高等課程） 特別支援学校（高等部のみ設置）	生徒数	1-400人	100	150
	生徒数	401-700人	125	200
	生徒数	701人以上	150	250
特別支援学校			200	250
高等学校（通信制課程のみ設置）			50	50

注)

- ・児童数及び生徒数は令和2年5月1日現在のものとする。
- ・加算地域は、令和2年5月15日時点で特定警戒都道府県とされていた北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、京都府、大阪府及び兵庫県とする。ただし、予算の範囲内で、特定警戒地域に指定されるなどの感染状況等に応じて、追加配分を行う場合もある。
- ・義務教育学校前期課程及び義務教育学校後期課程は、それぞれ1校として算出する。
- ・中等教育学校前期課程及び中等教育学校後期課程は、それぞれ1校として算出する。
- ・夜間中学校（夜間学級）を併置する中学校は、夜間中学校を含め1校として算出する。
- ・全日制課程の高等学校、定時制課程の高等学校は、それぞれ別に算出するが、全日制課程・定時制課程を併置する高等学校は1校として算出する。
- ・通信制課程を併置する高等学校は、通信制課程を含め1校として算出する。
- ・高等部のみを置く特別支援学校は、高等学校に分類して算出する。
- ・分校は、本校とは別に1校として算出する。なお、分教室は本校に含め1校として算出する。

(4) 補助対象となる期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

3. 留意点

学校設置者においては、本事業の目的に鑑み、感染症対策等を徹底しながら児童生徒の学習保障をするための取組を、校長の判断で迅速かつ柔軟に対応することができるよう、当該予算を学校に配分すること。

学校再開に伴う感染症対策・学習保障等に係る支援事業 Q & A

設問番号	項目	質問	回答
問 1	対象期間	いつからの契約が対象となるか。	補助対象期間は令和 2 年 4 月 1 日（水）からとなるので、この日以降の補助対象経費に係る契約が補助対象となる。ただし、「感染症対策のためのマスク等購入支援事業」（要綱第 2 条（1））での購入物品等は対象とならないので、重複しないように留意すること。
問 2	対象期間	オンライン教材の利用料など、契約期間が補助対象期間最終日の令和 3 年 3 月 31 日を超えているが、対象となるか。	補助対象期間にかかる経費については対象とする。例えば、オンライン教材の使用について令和 2 年度から令和 4 年度までの利用契約を締結した場合、令和 2 年度分の利用料については補助対象となる（ただし、契約日は令和 2 年 4 月 1 日以降に限る。）。なお、令和 2 年度の経費が明確でない場合は、契約期間に占める令和 2 年度の日数や月数等に応じて案分した額を補助対象経費とみなす。
問 3	補助方法	教育委員会にて一括して購入するなど、複数校分をまとめて調達する場合も対象となるか。	スクールメリットを活用して、教育委員会において一括して調達することは可能だが、各校への配付数・金額を明確にすること。また、各校長がその内容及び自校の配分額から差し引かれることについて合意していることが必要。
問 4	補助方法	学校設置者において、域内の学校への配分額を調整できるか。	1 校当たりの補助上限額を超える額を配分することはできない。1 校当たりの補助上限額を超えない範囲で額を調整することは可能だが、各校長がその内容について合意していることが必要。
問 5	補助方法	交付された補助金は教育委員会において一括管理してもよいか。	管理方法については、学校設置者における会計規則等に従って適切に処理いただければよいが、各校に予算は配当し校長が自校に配当されている予算を使用できるようにすること。
問 6	補助方法	本事業は「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の交付対象となるか。対象となる場合、どの程度充当されるか。	本事業における国と地方の負担割合は 1/2 であるが、地方負担分は全額、地方創生臨時交付金による充当が可能となる予定のため、内閣府地方創生推進室が策定する同交付金制度要綱等を踏まえ実施計画を内閣府へ提出すること。 例) 補助対象経費 1 0 0 万円 本事業補助上限額 (1/2) 5 0 万円、地方創生臨時交付金 5 0 万円
問 7	補助方法	追加配分はあるのか。	児童生徒等が感染するなど、感染状況等に応じて、予算の範囲内で追加配分を行う場合もあるので、特段の事情がある場合は、文部科学省まで相談いただきたい。
問 8	補助方法	概算払いができるか。	概算払いできるよう、調整する予定。
問 9	補助方法	申請時点では具体的な購入計画等を積み上げられていないが、概算では補助上限額を要する見込みがある。このような場合にも補助上限額を申請してよいか。	申請いただいて差し支えない。ただし、感染の状況や児童生徒の状況に応じた感染症対策・学校での教育活動や家庭学習を実施する際に真に必要なものであり、具体的に使用予定があるものに限る。
問 1 0	補助方法	事業計画書（別添 1（様式 1 - 4））の取組内容について、ア：感染症対策等、イ：学習保障のいずれか又は両方を記載することになっているが、記載をしなかった取組内容を実施した場合は補助対象外となるのか。	事業計画書において記載していなかった取組内容について、補助対象外となるということではないが、いずれにも支出が見込まれる場合は必ず「ア・イ」両方の取組を記載いただきたい。
問 1 1	補助方法	保健衛生用品の購入に当たり、「感染症対策のためのマスク等購入支援事業」（要綱第 2 条（1））との違いは何か。	「感染症対策のためのマスク等購入支援事業」はマスクや消毒液等の保健衛生用品等の消耗品の購入を目的としている。一方、本事業は、消耗品費のほか、備品費、通信運搬費、借損料、雑役務費も可能としている。 なお、本事業において保健衛生用品を追加的に購入することも可能であるが、その場合は、年間の必要見込数から「感染症対策のためのマスク等購入支援事業」で購入した数を除いたものを購入すること。

学校再開に伴う感染症対策・学習保障等に係る支援事業 Q & A

設問番号	項目	質問	回答
問 1 2	対象経費	オンライン教材の入会金、利用料は対象となるか。	感染の状況や児童生徒の状況に応じ、学校での教育活動や家庭学習を実施する際にオンライン教材を用いる際に生じる経費であれば対象となる。なお、補助対象期間の考え方は問 2 を参照。
問 1 3	対象経費	コピー用紙、トナー代は対象となるか。	対象として差し支えない。ただし、家庭学習に用いる教材の配付のためなど、感染の状況や児童生徒の状況により行う児童生徒の学習保障の取組に必要な経費であるものに限る。
問 1 4	対象経費	封筒、切手、レターパック購入費は対象となるか。	対象として差し支えない。ただし、家庭学習に用いる教材の配付のためなど、感染の状況や児童生徒の状況により行う児童生徒の学習保障の取組に必要な経費であるものに限る。
問 1 5	対象経費	電話増設のための電話の設置費は対象となるか。	感染の状況や児童生徒の状況に応じ、家庭との連絡体制の強化等のため電話回線を増設する場合の備品の運搬、設置のための役務費は対象となる。
問 1 6	対象経費	水道について、蛇口式からレバーやセンサー式等への交換に要する経費は対象となるか。	学校における感染症対策を目的とした手洗い場等における水道の蛇口の交換については、据え付けに伴う費用も含めて備品購入費となる場合には補助対象とする。
問 1 7	対象経費	電気代が例年より高くなることが予測されるが、対象となるか。	水道代、電気代、ガス代などの光熱水費は、補助対象外となる。
問 1 8	対象経費	通話料は対象となるか。	通話料については原則対象としないが、例えば、携帯電話機の借り上げ費用と通話料を分けて契約する場合に比べ、借り上げ料と通話料がセットの料金の方が安価であるなど合理的な理由がある場合には、対象に含めても差し支えない。
問 1 9	対象経費	双方向のやりとりを可能とするシステムの加入費など、学習指導や家庭との連絡体制強化に必要となる経費は対象となるか。	学びの保障のための取組において必須となる加入費であれば、対象として差し支えない。なお、契約期間の考え方は問 2 に準ずる。
問 2 0	対象経費	自作の教材にかかる編集委託費、謝金は対象となるか。	感染の状況や児童生徒の状況に応じ、学校において教材を自ら作成する際に生じる報酬（人件費、謝金）については対象外であるが、雑役務費（業者への編集委託など）は対象となる。なお、教育委員会が作成する場合には、各校長がその内容及び自校の配分額から差し引かれるところについて合意していることが必要。
問 2 1	対象経費	教師用のデジタル教科書購入費は対象になるか。	学習者用のデジタル教科書は既に紙の教科書が無償給付されていることから対象外とするが、教師用のデジタル教科書の購入費は対象として差し支えない。ただし、他の補助金等の補助対象となるものを除く。また、感染の状況や児童生徒の状況に応じ学校での教育活動や家庭学習を実施する際に教師用のデジタル教科書を購入する場合に限る。
問 2 2	対象経費	タブレット、P C 端末等の ICT 機器購入費は対象となるか。	他の補助金等の補助対象となるものを除き、対象として差し支えない（要綱第 3 条）。ただし、感染の状況や児童生徒の状況に応じた学校での教育活動や家庭学習を実施する際の取組として必要となる場合に限る。
問 2 3	対象経費	学校給食調理員等の熱中症対策として購入するものはどのようなものが想定されるか。	学校給食調理員等の熱中症対策を目的として購入し使用するもの（冷却ベスト、スポットクーラー等）であれば補助対象として差し支えない。ただし、スポットクーラー等を調理場で使用する場合には、食材を汚染しないよう、使用場所やその取扱いに留意すること。

学校再開に伴う感染症対策・学習保障等に係る支援事業 Q & A

設問番号	項目	質問	回答
問 2 4	対象経費	夏季休業短縮に伴う熱中症対策のため、エアコンを設置することは可能か。	新型コロナウイルス感染症による臨時休業等により、夏季に授業を実施する必要がある場合におけるエアコン等の購入・据付費に係る経費は対象として差し支えない。ただし、大規模な校舎の工事（天井埋め込み等）を伴う場合のエアコンの購入・据付費に係る経費は対象外とする。また、他の補助金等の補助対象となる経費については本補助金の対象外となる。さらに、夏季休業短縮に伴うものであれば、購入の時期に留意すること。
問 2 5	対象経費	空き教室にエアコンを設置することは可能か。	対象として差し支えない。ただし、大規模な校舎の工事（天井埋め込み等）を伴う場合のエアコンの購入・据付費に係る経費は対象外とする。また、他の補助金等の補助対象となる経費については本補助金の対象外となる。
問 2 6	対象経費	学校給食の共同調理場で使用する熱中症対策のための備品等については対象となるか。	共同調理場であっても、学校給食調理員等の熱中症対策を目的として購入し使用するものであれば補助対象として差し支えない。ただし、その分の経費について共同調理場を使用する学校の配分額から差し引かれることを、対象学校の校長が合意していることが必要。
問 2 7	対象経費	熱中症対策として「冷水機」「製氷機」等を購入する費用は対象となるか。	夏季休業の短縮に伴うものと整理できないものは対象外となる。
問 2 8	対象経費	3密対策のために借り上げるバスの費用は補助対象となるか。	感染症を防止する観点から、学校外施設を活用して授業を実施することとした際のバスの借り上げや、修学旅行などの特別活動の際の増便分などについては、対象として差し支えない。
問 2 9	対象経費	実施要領に定める「雑役務費」とは異なる費目で支出するものも対象となるか。	実施要領に定める補助対象経費の対象となるものであれば、費目名が異なっても対象とすることは可能。なお、「雑役務費」とは、事業の目的を達成するために付随して必要となる（印刷、消毒作業等）軽微な請負業務を指す。
問 3 0	対象経費	網戸、エアコンの購入・設置については「備品費（据付費含む）」ではなく「修繕費」で支出するため、対象とならないか。	備品として管理されないものであっても、備品の購入とその設置のための据付費と整理できるものであれば、費目が「修繕費」であっても対象とすることは可能。
問 3 1	対象経費	他の補助金で対象となっているが、申請しない分は本補助金にて申請してよいのか。 〈問 2 2 関連〉	他の補助金で対象となる場合は、その補助金で申請をしなかったとしても本補助金の対象としない。また、他の補助金での補助上限を超える分についても本補助金の対象としない。なお、「学校保健特別対策事業費補助金」の他の事業については、同一の補助金であるため、問 1 1 の回答のとおり。
問 3 2	対象経費	問 1 9 の場合に、通信費は含まれないのか。 〈問 1 9 関連〉	学習指導や家庭との連絡体制強化に必要な経費に含まれる。ただし、通話料については問 1 8 のとおり。
問 3 3	補助方法	実績報告書に添付する「出納簿」とは何を指すか	支払対象となったものの名称、契約日、金額、数量を記載した一覧などを指す。領収書等についてはあらかじめ添付しておく必要はないが、必要に応じて提出を求める場合がある。

学校再開に伴う感染症対策・学習保障等に係る支援事業 Q & A

設問番号	項目	質問	回答
問 3 4	対象経費	修学旅行や社会科見学などのキャンセル料は対象となるか。 〈問 2 8 関連〉	対象とならない。
問 3 5	交付要綱	交付要綱第8条（計画変更）における「交付決定額に影響を及ぼす」とはどのような場合か。 〈問 9 関連〉	本事業においては、実施要領に定める1校当たりの補助上限額に満たない交付決定を受けている場合に、補助上限額まで申請を引き上げる必要が生じた場合を想定している。
問 3 6	交付要綱	交付要綱第12条（実績報告）における「補助事業が完了したとき」とはいつを指すか。	本事業においては、補助対象経費に係る全ての納品、作業が完了した日※を指す。 ※契約期間の定めのあるものについては、契約対象期間最終日とする。（ただし、補助対象期間内に限る。）
問 3 7	交付要綱	交付要綱第18条（財産処分の制限）における「取得価格又は効用の増加価格」には、備品の据付費も含むか。	据付費は含まず、備品単体の価格とする。ただし、補助事業者の規定により備品費に据付費を含むこととしている場合は、この限りではない。